

質問内容

Q

脱退を申し出た組合員の取扱い等について

- 1 中協法第18条に、組合を脱退するには「90日前までに予告し、事業年度の終においてすることができる」とあるが、例えばある組合でなされた議決が一部の業態の組合員に著しく不利で営業不能となる為、仮に9月1日に脱退を通告しても、翌年3月末日迄は脱退できないか。また、その間、議決に拘束されるか。
- 2 組合員が転廃業して組合を脱退したが、1カ月又は2カ月後再び元の事業を始めた場合、前に加入していた組合の拘束を受けるか。

回答内容

A

- 1 中協法第18条に自由脱退の予告期間及び事業年度末でなければ脱退できない旨を規定した趣旨は、その年度の事業計画遂行上、組合の財産的基礎を不安定にさせないためであるから、設例のような場合、即ち9月1日に脱退を予告しても翌年3月末日迄は脱退できない。したがってその間、除名されない限りは依然組合員であるから議決にも拘束されるし、組合員としての権利を有し、義務を負わなければならない。
- 2 組合員が転廃業をすれば、組合員資格を失い、法定脱退することになるので、組合員資格としての事業を再開しても、直ちに組合員となるわけでないから、その組合の拘束を受けることはない。

Coffee break

●今年度から新規に～コーヒブレイク～を設けました。 Vol.4

内容は本会職員が自らを紹介するコーナーです。ぜひご一読ください!

連携支援部 書記 柴田 翔平

ラーメン二郎。今さら?なんて思う方もいらっしゃると思いますが…私、大好きなんです。乳化された豚骨ベースのスープにからむは刻んだニンニクと背脂をまとった極太麺。山盛りの野菜に分厚いチャーシュー。総カロリーは成人の1日分のカロリーともいわれております。現在はそのラーメンに魅せられた方々が次々お店を開き、(いわゆる二郎系と呼ばれているものです)。いまや全国各地で食べることができるようになりました。食べたことのある方はわかると思いますが、脂でもたれたり、ニンニクで腹を下したりと体に対してはいいことは決してないと思います(笑) ですが、「もう当分食べない!」とその時は思っても、3、4日後にふと食べたくなるというよりは「食べなきゃ!」と思わせてしまう。まさに中毒性抜群です。

私は大学時代福島市内で生活していたのですが、とある二郎系ラーメンのお店にドハマりして以来、多い時には週3日通ってました。なので、11月4日に開通した東北中央自動車道を活用し、週末はラーメンを食べに福島へ通おうかなと考えてます。(笑)



圧巻のこの盛り具合!!